

医 政 第 874 号  
長 第 511 号  
令和 5 年 9 月 7 日

各高齢者施設等の管理者 様

岩手県保健福祉部医療政策室長  
岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

新型コロナウイルス感染症陽性となった施設入所者の受入れについて

本県の保健・介護・福祉の推進につきましては、日頃より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上の位置付けが 5 類となり、季節性インフルエンザ等と同様の扱いとなったところですが、5 類移行後 3 ヶ月を経過した現在において、軽症で入院の必要がない介護サービス利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患したことを理由に、短期入所生活介護事業所の継続利用を断られるといった事例が発生しました。

現在、県では、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に係る経過措置として、令和 5 年 9 月末までの間、自宅や施設での療養が困難で、介護等の療養支援が必要な方向けに、高齢者等向け軽症者等宿泊療養施設を設置し、上記のような居場所がない入所者も受け入れています。他の疾患との公平性や多くの高齢者施設等において入所者の療養に御協力を頂いていることを踏まえ、予定通り宿泊療養施設の運営を終了することとします。

つきましては、貴施設の利用者が新型コロナウイルス検査で陽性となり、入院不要と判断された場合は、嘱託医や協力医療機関等と連携を図りながら、施設での療養継続等に対応いただきますよう、改めて御理解と御協力をお願いします。

担当

- 医療政策室 阿部、山口  
電話：019-629-6092  
E-mail：abe-taiju@pref.iwate.jp  
yamaguchi-m@pref.iwate.jp
- 長寿社会課 千葉、伊藤  
電話：019-629-5435  
E-mail：AD0005@pref.iwate.jp